

福岡市公報

令和 7 年10月30日 第7187号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一

ページ

○福岡市営住宅条例施行規則の一部改正（第91号）…………… 1

規

則

福岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第91号

福岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市営住宅条例施行規則（平成 9 年福岡市規則第100号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 店舗付住宅の管理の特則（第44条—第49条）」を「第 4 節 削除」に改める。

第 5 条第 2 項中「入居申込者」の次に「又は本市職員」を加える。

第 6 条第 6 号中「被害者で」を「被害者又は同法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって」に改め、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」の次に「（同法第28条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、「又は同法第 5 条の規定による保護若しくは母子生活支援施設」を「、同法第 5 条（同法第28条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法第23条第 1 項の規定」に改め、同号イ中「第10条第 1 項」の次に「又は第10条の 2（同法第28条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「による申立てを行った者で、当該申立てによる」を「により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該」に改め、同号に次のように加える。

ウ 配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する女性相談支援センターをいう。）が発行する書類その他市長が定める書類の交付を受けた者

第33条第 1 項及び第38条第 1 項中「第22条」を「第22条の 2」に改める。

第41条中「第55条」を「第55条第2項」に、「第3章第1節」を「第2章」に改め、「これらの規定」の次に「（第4条第1項第3号ウ及び第5条第2項を除く。）」を加え、「改良住宅」を「公営住宅」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第55条第2項の規定により次の表（あ）欄に掲げる条例第2章中の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の（い）欄に掲げるものは、同表の（う）欄の字句と読み替えるものとする。

（あ）	（い）	（う）
第5条第1項及び第35条第1項	公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止	その他住宅の用途の廃止
第16条第1項及び第31条	方法により	方法の例により
第16条第2項	規定する	規定する方法の例により
第35条第2項	公営住宅建替事業（公住法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。以下同じ。）	市営住宅建替事業
第38条第1項及び第4項	公営住宅建替事業	市営住宅建替事業
第39条	公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止	その他住宅の用途の廃止

第42条を次のように改める。

（規則の規定の準用）

第42条 その他住宅の管理については、第2章及び様式第1号から様式第35号までの規定を準用する。この場合において、「公営住宅」とあるのは「その他住宅」と、第14条第1号中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「公住法施行令」という。）第2条第1項第2号に規定する公営住宅」とあるのは「その他住宅（そのその他住宅が共同住宅である場合にあっては、当該その他住宅の共用部分以外の部分に限る。）」と、同条第4号中「公住法施行令」とあるのは「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「公住法施行令」という。）」と、第17条第6項第1号中「公営住宅建替事業」とあるのは「市営住宅建替事業」と読み替えるものとする。

第3章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第44条から第49条まで 削除

第49条の18第1項の表区分の欄中「第4条」の次に「（第1項第2号カ（ウ）を除く。）」を加え、同条第2項の表区分の欄中「第7条まで」の次に「（第6条第6号ウを

除く。)」を加える。

様式第2号中「平成」を削る。

別記様式第36号及び様式第37号を次のように改める。

様式第36号及び様式第37号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

